

加入者1名から制度導入

— 「企業型」の確定拠出年金をご存じですか? —

拠出限度額 (加入者一人あたり)
660,000 (年額) 円

事業主が
負担する掛金は
全額損金

企業型※の確定拠出年金制度は、財形年金のように希望者加入の制度として設計することが出来ます。

有利な理由

- Point 1 掛金は全額**法人の経費** (福利厚生費)
- Point 2 個人は受け取るまで**非課税** (所得税法施行令第64条)
- Point 3 一時金の受け取りは、退職所得として**分離課税**
(60歳で受給権を取得し、在職中も退職所得として受給することが可能)

安心の理由

- Point 1 確定拠出年金の口座内の資産は**個人に帰属**します。
- Point 2 みずほ信託銀行が年金資産を**分別管理**します。
- Point 3 **投資信託**の他、銀行の**定期預金**でも運用できます。
(預金はペイオフが適用、銀行あたり1千万円と利息相当を保証)

確定拠出年金の税効果について

掛金拠出の 税効果

シミュレーションの仮定

年齢50歳 月額報酬1,000,000円の役員が66万円(年)を役員報酬で
上乗せした場合と確定拠出年金の掛金として拠出した場合

	役員報酬に上乗せ	確定拠出年金で拠出	
役員報酬(年)	1,266万円	1,200万円	確定拠出年金の口座に 66万円の年金資産が 積み立てられます。 法人から個人へ所得の 移転となります。
確定拠出年金掛金(年)	0円	660,000円	
社会保険(健康保険料)※注1	748,824円	673,260円	役員報酬で受け取る 場合と比べ、27万円 以上の税効果、 社会保険料効果が 期待できます。
所得税※注2	1,409,300円	1,272,200円	
住民税(10%)	881,700円	823,300円	
税効果	—	▲271,064円	

※注1 東京の協会健保の料率を使用 ※注2 所得税率には復興特別所得税を含む ※2022年4月現在の法令等に基づいて算出しています。

本資料(サービス)は、現時点での確定拠出年金に関する法令諸規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、
全てを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものにとどまり、内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

下記に必要事項をご記入頂き、FAXで詳細な資料を申込みください

FAX 番号

03-3589-7977

送付先

SBIベネフィット・システムズ – 営業企画部

貴社名		担当者	
ご住所	〒		
電話番号		E-mail	
SBIベネフィット・システムズ業務提携先			

ご記入いただいたお名前及び連絡先等の個人情報は、資料送付及び当社又は当社の委託先による株式会社 SBI 証券及び当社の
サービス等のご紹介にのみ利用します。その他の目的での利用や第三者(当社の委託先を除きます)へ提供することはありません。